

社会福祉法人足近保育園会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人足近保育園会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 役員等が、法人のために役務を提供し、又は研修若しくは会議に出席したときは、報酬として日額 2,000 円を支給する。

（費用弁償の額）

第3条 役員等が法人のために役務を提供し、又は研修若しくは会議に出席したときは、交通費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の額は、法人の旅費規程に基づく金額とする。ただし、2 km 未満の距離の場合は支給しない。

3 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、すべて通貨で直接本人に、その全額を支払う。ただし、税金等法令で定められたものは控除することができる。

（重複支給の禁止）

第5条 役員等で法人職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第2条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。但し、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が法人のために役務を提供し、又は研修若しくは会議に出席した場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

ただし、設立前の設立準備委員会に出席した場合も適用できるものとする。

平成 29 年 6 月 23 日最終改訂